

コロナに係る診療報酬特例等について

～外来等感染症対策実施加算(5点)は9月末で廃止～

9月28日付で厚労省より、コロナ特例の算定点数と10～12月分に係る感染防止対策の新たな補助金について示されましたので、主な内容をお知らせいたします。下記以外の取り扱いや算定要件の詳細は、当協会ホームページに掲載の厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」「『感染防止対策の継続支援』の周知について」をご確認下さい。

外来等感染症対策実施加算、入院感染症対策実施加算は9月末で廃止

外来等感染症対策実施加算(医科5点、歯科5点)、入院感染症対策実施加算(5点)とも、上記の通り9月末で廃止され、10月以降は算定できません。

乳幼児感染予防策加算は10月から点数引き下げ(医科50点、歯科28点)

9月までは医科100点、歯科55点で算定できましたが、10月からは医科50点、歯科28点に引き下げられ、2022年3月まで算定できます。

「診療・検査医療機関」では院内トリアージ実施料とは別に250点が算定可に

「診療・検査医療機関」として指定され自治体ホームページで公表している医療機関が、必要な感染予防策を講じて新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者の外来診療を診療・検査対応時間内に行った場合、院内トリアージ実施料(300点)とは別に二類感染症患者入院診療加算(250点)を算定できます(2022年3月まで)。

その他、9/28以降新設・拡充されるコロナ患者への特例

- ①(医科) コロナ患者への外来診療で、ロナプリーブ投与の場合は+2,850点を1日1回算定可。投与がない場合は+950点を1日1回算定可。
- ②(医科) 自宅・宿泊療養するコロナ患者への緊急往診で、ロナプリーブ投与の場合は+4,750点を1日1回算定可。投与がない場合は+2,850点を1日1回算定可。
- ③(歯科) 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合、20分未満であっても1,100点を加算可。
- ④(歯科) 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置を実施した場合、非経口摂取患者口腔粘膜処置100点を算定可。

(出典) 2021年9月28日付厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」
「『感染防止対策の継続支援』の周知について」

佐賀県保険医協会

佐賀市駅前中央 1-9-45 大樹生命ビル 4F

TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP : <http://saga-doc.jp/>